

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第7巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 教育権分離返還構想, 日航の沖縄運航, 米国大統領選, 沖縄主席選挙, 米国側担当者の私見, 沖縄関係特別措置費, 土地問題, 立法院, 要望書, 琉球列島の統治に関する大統領令, 沖縄・小笠原及び級委任統治関係, 岸大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43634

待別傳置貴對米折斷

沖縄関係特別措置費十一億に関する対米折衝経緯

三二、七、二〇 ア一課

昭和二十年八月より昭和二十七年四月講和条約発効までの七カ年の沖縄占領期間中、米軍は七カ年の累計延坪にして農地三億二千三百七万坪、農地以外の土地一億八千五百六十六万坪その他建物、墓、貯水タンク、石垣立木等を無償で接収使用した事実がある。

右七カ年の賃貸料累計額は沖縄現地の計算によると、百七十一億六千三百三十三万八百六十一円に上ると算定されている。

右損失の補償については沖縄住民より、米国民政府にアプローチしたところ、米側は、講和条約第十九条(「日本国は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合

極秘

国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」に基き米側に支払義務なしとしてこれを拒否したため、現地代表一行は昭和三十一年四月二十日上京、国会及び政府関係方面に陳情を行い、日本政府の補償措置を要請するに至った。

本件に関する日本側の見解は、右第十九条は沖縄には適用ないとする論(大蔵省)、十九条で、日本国民個人の請求権は放棄されてしまう、従つて、米側に請求する余地ありとする理論(法制局)十九条がある以上米側には請求し得ざるものこれにより直ちに日本側に補償義務ありとはいひ得ない。但し日本政府としては、内地

居住者に対する補償措置を持つた以上政策的に沖縄住民に対する
も補償すべしとの論（法務省民事局）が対立し、政府部内の意見
が調整されていない。

四 右実情にかんがみ政府は三二年五月二日閣議決定を行い、とりあ
えず現地の窮状を救うため法律上の結論は別として見舞金として
十一億（内訳十億は土地等の接收を蒙つた者に対する分、八千万
円は沖縄における外地引揚困難者分、二千万円は元沖縄県県吏員
恩給規則該当者分）を支出する決定を行つた。なお本閣議決定第
六項には「沖縄住民が蒙つてゐる損失に関するアメリカ合衆国から
損失の補償又は見舞金を受けることとなつた場合においては、そ
の金額のうち第一項の見舞金として支給した額に相当する額はこ
れを国庫に返還又は帰属せしむるものとする。」と規定されてい
る。

五 なお右閣議決定に先立ち一月十七日中川局長より米大使館モーガ
ン参事官に対し口頭で見舞金支出の趣旨を説明したところ二月四

日米国政府としては異存なしとの回答があつた。又三月九日及び四月二日の再度にわたり大野次官よりはホーンー公使に対しても、書面をもつて本件見舞金支出に関する日本政府の見解を伝達してあり、同公使よりは三月二十日米国政府の見解と本件見舞金支出に異存なき旨の回答がもたらされている。

六 なお閣議決定の要綱はこれを英文として（但し前記同決定第六項の部分は削除）五月八日中川局長よりキルガ^{モード・カン}参事官に手交したところ、同参考官より、（一）日本政府より見舞金を受領する機関として結成さるべき沖縄現地の委員会については、右委員会の構成は、琉球民政府、琉球政府、及び南連事務所の三者のアグリメントにより決定さるべきこと、（二）権利者及び委員会の使用する請求手続きに関する様式を承知いたしたい旨の申出があつたので前者の回答は留保しつつ支給細則の手続を英文として、六月二十六日普沼アジア一課長よりスナイダー書記官に手交したところ、これに対しては、只一点即ちわち、右見舞金の請求受領配分の権限が、見舞金処理委員会から内地に手續を有する団体に、白紙委任される点が沖縄権利者の保護のために困ると申し入れてきた。

より本件に關する問題点は右の11点に集約されたので、わが方としては、前者即ち、委員会の構成については現地で話し合い差支えなく旨を回答することとした。後者については対策を検討中である。

沖縄關係特別措置費（南連報告書）

① 土地補償關係

500000両
一世帯当たり

410000（日本円）

② 引揚者更生資金

140000両

一世帯

140000（日本円）

③ 恩給關係